

第44回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和5年10月30日(月) 午後1時～

II 場所：葛飾区役所7階 705・706会議室

III 出席者

1 【出席委員18人】

二宮委員、阿部委員、岩城委員、江良委員、小林委員、佐藤委員、鈴木委員、高橋委員、田中(麻)委員、坪井委員、津村委員、中山委員、二葉委員、町田委員、三尾委員、小尾委員、田中(香)委員、林委員

2 【欠席委員7人】

石井委員、上田委員、遠藤委員、小野田委員、加藤委員、黒沢委員、宮嶋委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、子ども家庭支援課長、青戸保健センター所長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 議事

(1) (仮称)「葛飾区子ども総合計画」の策定について

① 子ども・子育て支援に関する実態調査について 【資料1-1】

② 子ども・子育て支援に関する調査概要(案) 【資料1-2】

③ 葛飾区子ども・子育てニーズ調査票 設問一覧(前回との比較) 【資料1-3】

(2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 【資料2】

(3) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について

① 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況 【資料3-1】

② 葛飾区子育て支援に関するアンケート調査結果 【資料3-2】

③ 子どもからの意見及び回答(案)について 【資料3-3】

(4) その他

① (仮称)葛飾区子ども・子育て基本構想の策定について 【資料4】

② 葛飾区児童相談所の開設について

③ 児童相談所設置自治体事務について 【資料5】

3 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議(第44回)次第

資料1-1 子ども・子育て支援に関する実態調査について

資料1-2 子ども・子育て支援に関する調査概要(案)

資料1-3 葛飾区子ども・子育てニーズ調査票 設問一覧

資料2 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

資料3-1 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況

資料3-2 子育て支援に関するアンケート調査結果

資料3-3 子どもからの意見一覧

資料4 (仮称)葛飾区子ども・子育て基本構想の策定について

資料5 児童相談所設置自治体事務について

参考資料1 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(初版)

参考資料2 平成30年度葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査

参考資料3 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況(抜粋)

- 参考資料4 葛飾区子ども・若者に関する調査について
参考配付 葛飾区児童相談所（パンフレット）

VI 議事要旨

1 開会

副会長

- 会長が不在のために副会長が進行する旨伝達。
- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- 令和5年10月1日付け組織改正に伴う児童相談部職員の紹介。
- (仮称)「葛飾区子ども総合計画」の策定支援事業者の紹介。

2 議事

(1) (仮称)「葛飾区子ども総合計画」の策定について

副会長

- 議事(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- (仮称)「葛飾区子ども総合計画」の策定にあたっては、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める必要があります。参考資料1として配付した国の通知「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方(初版)」の冒頭に記載がある通り、手引きに提示された考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て判断することとされています。今後、(仮称)「葛飾区子ども総合計画」の策定に向けて、具体的な量の見込みとの算出方法等について、子ども・子育て会議の場で議論いただくこととなりますので、よろしくお願いします。

(資料1-1「子ども・子育て支援に関する実態調査について」概要)

- この調査は、総合計画の策定にあたり、教育、保育施設等の利用にかかる「量の見込み」や地域子ども・子育て支援事業の現状、その他施策のニーズを把握するために実施するものです。本調査は、国の通知(参考資料1)の2ページにも記載されている通り、潜在的ニーズを含めたニーズ把握・算出が重要であるため、これまでの計画策定時の考え方を引き継いで実施するものとなります。調査は前回と同様、調査票を配付し、匿名にて記入いただく形の「ニーズ調査」と、グループヒアリングなどによる「基礎調査」の実施を予定しています。

(資料1-2「子ども・子育て支援に関する調査概要(案)」概要)

- ニーズ調査については、前回と同様、「未就学児の保護者に対する調査」、「幼稚園在園児の保護者に対する調査」、「小学生の保護者に対する調査」を実施する予定です。なお、「小学生の保護者に対する調査」は、調査規模を約500件増やす予定です。基礎調査のグループヒアリングについても、前回と同様に、アンケート調査だけでは把握しきれない課題やニーズについて聞き取りを行うために、児童虐待の専門支援者や発達に課題のある子どもの保護者、出産を控える妊婦やその配偶者、助産師の方々にご協力いただき、事業の利用状況や課題、必要な施策についてお話を伺う予定としています。

(資料1-3「葛飾区子ども・子育てニーズ調査票 設問一覧」概要)

- こちらでは、ニーズ調査の項目案を示しています。各項目に相当するページ数については、参考資料2「平成30年度葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」とリンクしておりますので、具体的な設問はこちらをご確認ください。本日は、前回調査時からの変更点のみご説明します。
- (1) 未就学児の保護者に対する調査について、1番、お住まいについては、1-2の住まい(持ち家、賃貸)の項目に、設問を追加する予定です。前回調査時から住まいについての項目はありま

したが、本区に住み続けて子育てをする意向の有無や、その条件等についてお伺いする事で、子育てをする中で保護者が何を重要視しているかを把握するために追加するものです。2番、ご家族の状況については、2-4の区内居住年数の項目を削除し、葛飾区に住んだきっかけについてお伺いする設問のみに変更する予定です。こちらは、現在本区に住んでいる方がどのような理由で本区を選んだのか把握するものです。5番、平日の定期的な教育・保育施設等利用状況と利用希望では、国のこども誰でも通園制度の実施に伴い、こども誰でも通園制度の利用希望について意向確認を行うため、5-6として設問を追加する予定です。また5-10として、令和5年10月から実施している、第二子無償化によるニーズの変化について意向確認を行う設問も追加予定です。9番、不定期の教育・保育／宿泊を伴う一時預かり等の利用については、9-5、子を泊りがけで預けた経験の有無、困難度について、国の手引き（参考資料1）の17~18ページに基づき設問を修正する予定です。前回調査までは保護者等の利用状況の実績を調査していましたが、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により、子育て短期支援事業の利用を希望する数を適切に把握する必要があることから、今回、保護者等の利用希望の数値を、利用意向の算出の際に使用し、「量の見込み」を算出するためのものとなります。

- (2)幼稚園在園児の保護者に対する調査について、4の、預かり保育の利用状況では、預かり保育を利用した感想について「役に立っていない」または「どちらとも言えない」と回答した方に対し、その理由についてお伺いする設問を追加する予定です。7の、保育事業等の利用状況では、利用していた保育事業等をお伺いする設問について、現在区で実施していない居宅訪問型保育を実態にあわせて削除する予定です。8の、今後の利用希望では、前回調査時に新たに始まった幼児教育・保育無償化のニーズについて把握するためにお伺いしていたものであり、現在では無償化を踏まえたニーズとなっていることから、今回の調査では削除する予定です。
- (3)小学生の保護者に対する調査について、3の、放課後の過ごし方では、放課後に過ごす場所について、子ども未来プラザの選択肢を追加する予定です。5の、学童保育クラブを利用していない理由では、「利用したいが、入会要件(就労の日数や時間)を満たさない」という選択肢を追加する予定です。
- 今回の会議の場においては、ニーズ調査と基礎調査(グループヒアリング)の方法等についてご意見を頂くとともに、ニーズ調査については、お示しした設問内容についてもご意見を頂きたいと思えます。なお、未就学児の保護者に対する調査は、調査票のボリュームが非常に大きく、多忙な子育て世帯の方の負担になってしまうことが予想されます。そのため、今回の調査では、同じような説明はできるだけとめるなどして設問数を絞る、表現や単語をわかりやすいものとするなどの工夫を凝らしつつ、かつ前回の調査結果と比較できるように、項目自体は大きく変更しないような配慮を行っていきたいと考えています。
- 今回ご報告した実態調査の内容には直接関係しませんが、国の手引き(参考資料1)の26ページにあるとおり、令和4年の児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和6年4月1日から施行されます。これらの事業については、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、今後総合計画を策定する上で、「量の見込み」や「確保方策」を策定する必要があります。今回追加される事業については、こども家庭庁から示された資料の抜粋である、参考資料3「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況(抜粋)」に掲載しています。これらの新事業は、全ての事業で市町村が支援の必要があると認めたものを対象とする事から、先ほどご報告した実態調査には内容を含めず、国の手引きに示された算出方法に従って、「量の見込み」を算出する予定です。
- 資料1-1の3番には、子ども・子育て支援に関する実態調査の今後のスケジュール(予定)について記載しています。今回、子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者計画を総合計画として策定するに当たり、子ども・子育てに関する実態調査のほか、子ども・若者に関する調査も実施します。子ども・若者に関する調査については、子ども・子育て会議の審議事項とは直接関係しないため、参考資料4「葛飾区子ども・若者に関する調査について」として情報提供をさせていただきます。

副会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

委員

- ニーズ調査の規模について、おそらく規定に沿って規模などの確認をされていますと思いますが、小学生の人数を今回増やした理由や、未就学児の保育園を利用されている保護者は増えているのではないかと思うのですが、未就学児の数は同件数と考えた理由を教えてください。
- 調査項目について、平成30年度の調査から、この間、コロナ禍があったというのが一番変化した部分かと思います。就労状況を聴く欄が所定項目としてあると思いますが、問15の家を出る時間について、この間にリモートワークを開始した企業も多いと思うので、記入方法に迷われるご家庭があるのではないかと思います。この部分を検討されても良いのかなと思いました。

事務局

- 調査規模について、未就学児の調査については平成30年度が6,000件ということで、今回も同じような形で件数を揃え、調査を行いたいと考えています。幼稚園の調査については、全在園児を対象とするため、在籍数の約3,500件としています。小学校の調査については、学童のニーズが以前より高まっている状況を踏まえて、少し多めに数を取って実態調査を行いたいと考えているため、件数を500件増やしています。
- リモートワークの影響について、コロナ禍によりリモートワークが進んだという状況は確かにございます。調査の中でそこを直接的に聞くことは、考えていないところでもあったので、この点について何か工夫できる余地があるか、考えさせていただければと思います。

副会長

- リモートワークはこれからも形を変えて継続される予定なので、考えていただければと思います。
- 本日不在の会長より2点質問をいただいておりますので報告します。1点目は、「外国の方向への調査票は配付しないのか。配付しない場合は、外国籍の方のニーズが把握できないのではないのか。もし配付せずに窓口にて直接対応するのであれば、窓口に来ていいですよということについて、調査票に表記しておいた方がいいのではないのか」というご質問です。2点目は、「小学生の保護者に対する調査については、学校に行っている子どもを前提としたアンケートとなっているが、不登校の児童に関する設問は追加しないのか。家にいる子どもたちのニーズ把握はしないのか」というご質問です。この2点について回答をお願いします。

事務局

- 外国の方への対応について、前回調査時は、外国の方にも日本語の調査票をお送りしています。日本語が読めない方については、お子さんが日本語がわかるのであれば、そこで確認していただくとか、区役所に電話をいただいて、平易な言葉で説明して回答いただく、または窓口に来ていただいて、翻訳機を使ってやり取りしたというケースも前回はございました。今回も同じような対応をさせていただければと思いますが、日本語がわからない方への対応が可能な旨は、あらかじめ依頼文の方に書かせていただきたいと思いますと考えております。
- 小学生の保護者に対する調査の不登校の設問についてです。こちらの調査につきましては、教育・保育施設の量の見込みや確保方策を作成するために、国の手引きに基づいて調査するものになりますので、不登校の内容については調査に含めないということにはなるかと思えます。一方で、先ほど事務局からの説明の最後に、子ども・若者に関するアンケート調査を別に実施するという説明をさせていただきました。こちらの調査は、お子さん本人に直接質問をする内容もございます。子ども・若者に関するアンケート調査も5年前に実施しておりますが、そこでは学校を休みがちな理由やその相談先といった設問がございますので、今回会長から頂いたご意見を踏まえて、少し内容について検討していきたいという風に考えてございます。

副会長

- 1つ要望に近いところがあるのですけれどもよろしいでしょうか。調査に関する事ですが、資料1-2の「子ども・子育て支援に関する調査概要」について、ニーズ調査の方は紙の調査票で非常に手広くされている事がよくわかります。それに対して、もう1つの基礎調査のグループヒアリングの方は、児童虐待であるとか、発達に課題がある生徒、そうした中々調査やアンケートとかの形で一律で聞いていくのが難しいマイノリティ、少数派の意見等を吸い上げていく場として、インタビューのような手法を使って聴き取りを行っていくというのは非常に良い方法だとは思いますが、誰に聞くのが非常に問題だという風に思っています。対象となるのが、児童虐待の専門支援者が4名、発達に課題にある子の保護者が10名です。それから配偶者の方、助産師の方、この

人数の根拠、この4名なり10名がどういった方々を想定していらっしゃるのかということをお教え頂きたいと思っております。

事務局

- 児童虐待の専門支援者につきましては、施設でお勤めの方などにお伺いする予定です。発達に課題のある子どもの保護者については、前回は葛飾幼児グループに依頼し、そういった子どもの保護者の方にグループヒアリング形式でお話を聞かせていただきました。出産を控える妊婦とその配偶者については、健康プラザかつしかの中で、出産を控える妊婦、その配偶者の方を対象にグループヒアリングを実施しました。助産師の方につきましても、健康プラザかつしかにおいて、直接助産師の方からグループヒアリングを実施し、お伺いしたところです。今回も同規模で実施したいと考えております。

副会長

- 児童虐待の専門支援者は具体的にはどのような立場の方でしょうか。例えば施設長とか、施設にお勤めのファミリーソーシャルワーカーの方とか、立場によっておっしゃることが違うのだろうと思うのですけれども。

事務局

- 施設長ではなく、施設に勤めている方というところがございます。

副会長

- いろいろな専門職の方から、いろんな視点からという理解でよろしいですか。

事務局

- 実際に現場で対応している方の意見をお伺いする形で、お話を聞かせていただいたところです。

副会長

- 発達に課題がある子どもというのも、色々な障害があると思うのですが、その辺りはどういったところから、その対象者の方を選んでいるのか、重さであるとか種類であるとか色々なものがあると思うのですけれども。

事務局

- こちらについては団体にご協力をいただきながら、当日その場に参加できる方々からご意見を聴くというような形とさせていただいているので、そういう意味では障害の程度というのは分かれてくるのかなという風に思っております。

副会長

- アンケート調査の場合だと、たくさんいろんな方に聴くので、偏った意見がたくさん出てくるとか、聴き落としてしまったという事はそんなにはないと思っております。しかし、こうしたインタビュー調査やグループヒアリングは、聴く相手によって答えが違ってきたり偏ったりすることが、やり方次第ではないわけではありません。その辺りのところについて、是非せつかく調査をするのであれば、根拠をはっきりさせたうえで調査していただいて、ニーズをしっかりとくみあげられるようにしていただけたらという風に願っております。

事務局

- 今頂いた意見を踏まえて、グループヒアリングもなるべく偏りが無いよう、広くニーズを捉えられるように工夫して実施して参りたいと思っております。

委員

- 話を聞いていて気になった事ですが、学校の先生や学童保育の指導者、保育園・幼稚園の先生に、教育環境についてお伺いするような機会といったものが、このような計画策定の際にあればより良いと感じたのですが、その点について教えてください。

事務局

- 今回のニーズ調査は、基本的には教育・保育施設等の「量の見込み」と「確保方策」及び13事業のニーズを把握するために行うものですので、教育関係の方々にご質問等をさせていただいて、色々な意見を聴くということは、今のところ考えていません。
- 先の話にはなりますが、この計画の素案などが出来あがれば、必ずパブリック・コメントを実施しますので、その中では広く区民の方とか、もちろん学校の先生や保育園の先生もご意見いただくことができますので、そういった形では実施して参ります。

(2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

副会長

- 議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2「特定教育・保育施設等の利用定員の設定について」概要)

- こちらは令和5年度に施設整備を行う施設及び子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園の一覧となります。今回は、NO.3の明昭第二幼稚園の新制度幼稚園への移行に伴う、1号定員の設定についてご意見をお伺いします。
- 私立幼稚園は、各幼稚園の判断で平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度に移行するか、それまでの旧制度に残って運営をするかを選択することができます。明昭第二幼稚園は、令和6年4月から子ども・子育て支援新制度に移行することで、特定教育・保育施設の対象施設となります。今回の新制度移行にあたって、特定教育・保育施設として、施設型給付費を受ける際の定員を表す利用定員は、昨今の在籍児童数に見合ったものとしており、3から5歳児までの定員をみだりに増やすものではありません。また、改修等の新たな施設整備もなく、あくまで制度上の取り扱いが変わるものになっています。
- 新制度に移行すると、幼稚園事業者への運営に対する扶助費の枠組みが変わる他に、幼稚園を利用する保護者は教育標準時間認定、いわゆる1号認定を区から受ける必要がありますが、受ける教育の内容や質に影響が出るものではありません。

副会長

- ご質問、ご意見がなければ次の議事へ進みます。

(3) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について

副会長

- 議事(3)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料3-1「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況」概要)

- 1ページの「保育の確保状況」について。令和5年度以降の数値は、中間見直しを行った第二期計画の「量の見込み」と「確保方策」の数値となっていますが、今回は令和4年度実施状況のご報告となるため、見直し前の計画値との比較となります。認可保育所、認定こども園等からなる「教育・保育施設」、小規模保育事業や保育ママ等からなる「地域型保育事業」、認証等保育所等に当たる「その他」を含め、合計で13,013人の定員数となり、前年から比べると、合計で29人の定員増となっています。
- 第二期計画の達成状況としては、令和4年度の確保方策の計画値合計13,734人に対して、721人が計画値よりも不足したことになっており、計画値を未達成の状況にあります。しかし、第二期計画に掲載されている計画値は現状と大きく乖離しているため、参考として最下段に、第二期計画見直しにてお示した令和5年度の量の見込み及び確保方策を掲載しました。この数値と現状の保育定員数を比較すると、現状の確保定員で量の見込みは賅っている計算となり、見直し後の第二期計画では計画値を達成している状況になります。
- 2ページの地域別の数値については、保育にかかる提供区域である東西南北別に表した表となっています。こちらも区全域の状況と同じように、全ての提供区域で計画値を未達成の状況がありますが、参考として掲載している第二期計画見直しの量の見込みの数値と、「現状(令和5年4月<C>)」の保育定員数を比較すると、現在の確保定員で量の見込みを賅っていることが確認できます。なお、現状の保育定員数と、参考として掲載している第二期計画見直しの確保方策の数値を比較すると、東部及び西部で計画値上は定員数が不足しており、整備を行う必要があるように見えますが、前述の通り、現在の確保定員で量の見込みは賅っているため、第二期計画期間中の令和6年度までは、新規施設の設置を行う予定はありません。
- 4ページは、第二期計画における、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる法定13事業の実施状況を表したものです。昨年度、第二期計画の中間見直しを策定したため、目標の達成率は見直し後

の目標値をベースとしています。

- 8番「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」について。令和3年度に比べて年間延べ利用人数が大幅に増加し、達成率が112.4%となりました。こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着き、全体的な活動回数が増加傾向となったため、預かり利用回数も増加したものです。
- 9番「乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)」について。令和4年度は訪問件数がやや増加しました。令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、訪問を電話対応に切り替えた時期がある事や、訪問を希望しないケースが例年より増えましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着き、ウィズコロナの考え方がより浸透したため、件数が増加したものと考えられます。
- 13番「多様な主体の参入促進事業」について。令和4年度の達成率は47.6%となっていますが、目標値の21件とは、令和2年度から4年度までの民間事業者による新規施設整備数の累計です。先ほどご説明した状況により、令和4年度の実績は、西亀有保育園の民営化による整備1件となっています。
- 5ページは、第二期計画より新たに開始した事業について、その状況を記載したものです。ここでは、主な事業について説明します。
- 2-1-21「産後ケア体制の整備」について。出産後間もない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う各事業について、令和4年度から新たににこわ新小岩で産後デイケアの利用を開始しました。
- 2-1-22「新生児聴覚検査費助成」について。先天性聴覚障害のある子どもを早期に発見し、適切な療育につなげるため、新生児を対象とした聴覚検査費用の一部を助成しました。新生児聴覚検査受診票を母子健康手帳と一緒にお渡しし、検査の必要性について説明することで、98.5%と高い実施率となっています。
- 2-2-8「若者支援体制の整備」について。本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行うもので、新規相談者数は39人でした。相談件数については増加傾向にあり、503件となりました。相談者の状況によって相談対応が複数回必要なケースがあることが増加理由のひとつと考えています。
- 4-1-7「かつしか子ども応援事業」について。子ども未来プラザ鎌倉と、令和4年度に開設した子ども未来プラザ西新小岩で実施する子どもの育ち支援及び養育支援と連携し、学習等意欲喚起支援を実施しました。自習等サポート支援は延べ2,356人が利用しました。
- 5-2-22「子ども・若者活動団体支援」について。東京都の補助金を活用して助成額を増額することにより、物価高騰対策といった新たなニーズに柔軟に対応し、助成金交付件数は61件となりました。また、新規申請団体が増えたこともあり、連絡会議への参加団体数は23団体と、前年度を上回る団体に参加しました。
- 7ページ以降は、第二期計画に記載されている各事業の実施状況です。各事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したり、実施方法を変更したりしているものもあるため、その状況については備考欄に記載しています。

(資料3-2「葛飾区子育て支援に関するアンケート調査結果」概要)

- 令和5年度の結果は、全体の配付数2,579部に対して、保護者の回収数1,022部、回収率51.8%、子どもの回収数183部、回収率30.2%となり、保護者は昨年度よりもやや高い回収率となりましたが、子どもは昨年度よりも低い回収率となりました。
- 各質問項目における平均得点は、「そう思う」を5点、「ややそう思う」を4点、「どちらとも言えない」を3点、「あまりそう思わない」を2点、「そう思わない」を1点と配点して算出しています。昨年度調査と比較して変化があった回答について、主だったものをご説明します。
- 7ページ(3)「延長、休日及び子どもの病気などに対応する多様な保育が充実している」について、令和4年度と比較すると、「ややそう思う」の回答がやや減少し、「そう思う」「ややそう思う」の肯定的回答は、令和3年度より減少し続けています。保護者からの自由意見欄も参考にすると、休日保育については、「土日の保育園預かりをもう少し拡大していただけると助かる」、病児・病後児保育については、「受け入れ時間をもう少し伸ばしてほしい」「施設を増やしてほしい」といった意見がありました。今後のサービスの充実について、区としてできる事を検討していく必要があ

ると考えています。

- 8 ページ(5)「育児中の親同士が出会いや交流できる場所(子育てひろばなど)が整っている」という設問について。「そう思う」の回答がやや増加し、「わからない」の回答がやや減少しています。こちらの設問は、年度によって回答内容にややばらつきがありますが、先ほどと同様に保護者からの自由意見欄も参考にすると、「健康プラザ内の子育てひろばを利用することが多く、とても助けられている」「子どもが生まれて保育園に入るまでは児童館にお世話になって、とても助かりました」といった肯定的な意見のほか、「子育てひろばなどの施設は、区内の中で地域によっても差があるように思う」「『いろは』へ子どもとよく行きますが少し遠いです。他の子育てひろばは古かったり、狭かったりして結局、行かなくなってしまいました」「子育てしている者同士の交流の場をもっと設けてほしい」といった意見もあり、お住まいの地域や施設へのアクセスのしやすさなどによって、評価にばらつきがあるものと思われます。
- 小中高生にも一部の設問についてアンケートを行っており、54 ページ以降がその結果になります。各質問項目における平均得点については、「(5)乳幼児と触れ合い、子育てについて学ぶ機会がある」を除いて3点を上回る結果となっています。
- 個別の設問では特に、(4)「災害時に守られる環境が整備されている」(6)「元気に楽しく学校に通っている」(10)「家庭や学校などで楽しく食事の時間を過ごしている」という設問について、昨年度より「そう思う」または「ややそう思う」といった肯定的意見が増加しています。一方で、(11)「子どもが虐待から守られる取り組みが充実している」については「どちらとも言えない」「わからない」といった回答が増加しており、子どもが虐待から守られる取組について、子どもに向けた情報の周知方法を再考していく必要があると考えています。
- 30 ページ(34)「安心して子育てができる環境について、葛飾区を総合的にどのように評価しますか」という設問では、昨年度に引き続き、「非常に良い」「良い」といった肯定的回答が6割を超えており、これまで着実に続けてきた区の子育て施策を一定程度評価いただけているものと考えています。一方で、62 ページ(14)「自分の考えや判断を表現できる力を身につけ、大人に成長していく環境について、葛飾区の取り組みをどのように評価しますか」について、こちらは子どもからの総合的な評価になりますが、肯定的回答は4割を下回る結果となっています。子どもからの自由意見欄も参考にすると、「高校の部活と勉強が忙しくて、区のHPなどを見る機会がないので、区が取組が分からないことが多い」といったような意見の他、「部活ができる場所が少ない。体験学習がもっとあるとよい。地域の人との交流がない」といった意見もあり、子どもにとってより分かりやすい周知の仕組みや、成長していく上で子どもから求められている環境が不足している状況が伺えます。今後も、子どもにとってより良い環境のあり方について検討していく必要があると考えています。
- 31 ページから 53 ページには自由意見欄で頂いた保護者からのご意見、63 ページから 64 ページには自由意見欄で頂いた子どもからのご意見を掲載しています。

〔資料3-3「子どもからの意見一覧」概要〕

- 今年度より新たな取組として、令和5年4月に施行されたこども基本法の趣旨を踏まえ、アンケートでいただいた子どもからの意見に対する区の対応について、回答の作成及び周知を行うことを検討しています。子どもからいただいた具体的な意見に対して、所管課にて回答を作成しました。こちらをアンケート結果の報告書公表時期と合わせてホームページにて公開する予定です。また、無記名のアンケートのため、意見をいただいたお子さんに直接区の考え方をお示しすることは難しいですが、調査票を子どもに配付した施設でこちらの資料を掲示してもらうなど、区の考え方をお示しする方法について、現在調整を進めているところです。

副会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。まず、資料3-1「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の実施状況」に関するご意見、ご質問はございますか。

委員

- 4 ページの11番、妊婦健康診査事業について。葛飾区で2人子どもを産みましたが、妊婦健診の回数が14回に対して、超音波検査回数の補助が2回ということで、少なすぎてがっかりしました。超音波検査は毎回妊婦健診で行うので、何千円か払っている、初回健診も全額自費なので数万円かかるというところで、超音波検査とともに初回健診の補助もお願いしたいと思います。本来な

らばこれは国がやるべき事だと思いますが、他の自治体に住んでいる友人から「妊婦検診でお金払ったことないよ」と聞くと、いいなと思ってしまうので、少子化対策というところでもあるのでお願いしたいと思えます。

- 8ページの1-1-8「病児・病後児保育事業」について。アンケート結果でも病児・病後児保育が近くになくて全然使えないという意見があったと思えます。利用者数が書いていないので全くわからないのですが、具体的には何人くらいから申請があって、どのくらい断っているのかを把握されているのか、地域で病児保育をやっている所はかなり少ないと思うので、地域の偏りを把握されているのか、今後も病児・病後児保育の施設を増やす考えはあるのかをお伺いしたいです。
- 1-1-9「休日保育事業」について。令和2年から4年にかけて、かなり利用者数が増えていると思えます。エッセンシャルワーカーの方やシフト勤務している方は休日も預けなければいけない状況だと思うので、これも断らずに受け入れられているのか、今後増やしていく予定はあるのかをお伺いしたいです。

副会長

- 特に病児・病後児保育と休日保育に関しては、数値的にはいい数字が出ていますが、使い勝手のところがなかなか利用者の観点からいうと難しいのかなということですね。実際使おうと思った時に使えなかったというのはよくある話だと思うので、その辺りについても一緒に回答していただけるとありがたいです。

事務局

- 妊婦健康診査について。超音波の回数ですが、国の指針では4回は受けるのが望ましいという風になっており、葛飾区では今年度4月から23区で初めて4回を補助するように実施させていただいています。併せて、必要回数の多い多子の妊娠については、6回まで補助が出る形にしており、こちらは23区内でも初めての試みとなります。
- 受ける病院によって金額が違うところがあるので、実際に支払う金額は病院によって異なるとは思われますが、14回というのは、通常の健診回数になっていると思っています。

事務局

- 病児・病後児保育と休日保育について。まず病児・病後児保育の利用者数については、それぞれ年間1,000件に満たないような状況です。断っている件数については、集計する仕組みになっていないため、申し訳ございませんが答えができない状況です。利用者数が1,000件に満たないという状況なので、お断りをしているという事はあまりないのではないかと考えています。
- 一方で、地域の偏りについては、一定の偏りはあると考えており、利用しにくいという声は、その点からすると出やすい状況にあるのかなと考えています。様々なニーズはあるかと考えているところであり、頂いている声と保育施設運営者の方々と連携しながら、できることはしていきたいと考えているところです。今すぐに病児・病後児保育を増やせるという状況ではないのですが、方向性としてはその辺を踏まえて対応していきたいと考えているところです。
- 休日保育についても、お断りしている数字は把握できる仕組みになっていないため、件数はわからない状況です。先ほどの病児・病後児保育と同じように様々なニーズがございますので、それを踏まえて対応していきたいと考えていますが、現時点で増やすという計画にはなっておりません。

委員

- 病児・病後児保育に関してはかなり問題が多いと思っており、実際断っているものはおそらくあると思えます。保育園などで集団保育をやらざるを得ない状況の中では、一つ感染症が発生すると非常にたくさんのお子さんが感染してしまう状況を完全にコントロールすることができません。本来、子どもが熱を出し、感染した場合は病児・病後児保育に預けるのではなくて、家庭で見てもらうのが基本ですが、お母さん達が働きに行かなくてはならないという状況の中でこの事業は行われています。したがって、小児科医がみんなこの事業の推進をこぞって賛成するかということに関しては、みんなこぞって反対ですという風に申し上げています。
- 本来は社会環境として、お子さんが休んだ時に休みをいただけるような態勢を作っていく形にしないとダメです。子どもを育てることに関して、区に全部おまかせではなく、自己責任的な要素も皆さん考えていただかないと。部屋の中において熱をだしたりした場合は、どこかで見てくれないという状況があるので、その辺のところを踏まえてくれないといけない。しかし、今、これだけ生産人口が減り、働かなくてはならない状況になってしまった以上は、区としてその辺のニー

ズの把握をやらなくてはいけないのかなと思っています。病児保育は心から賛成できることではありませんが、やらなくてはいけないし、本当にどうしようもない時に病児保育という受け皿があるということを周知していかないといけないと思います。1日2日ぐらい休めるのであれば、原則としてなるべく休んでもらうということについてちゃんと広報をするということも、非常に大事なことだと思います。そうしないと、子どもたちにとって不利益です。自分の子どもが熱を出していて、安心して働いていられるという親がもしいるとしたら、それはおかしいんじゃないかなと思います。絶対心配なはずです。その辺のところをできるように環境整備するための働きかけも考えるべきだろうと思いますし、単に物だけ増やせばいい、枠だけ作ればいいというものじゃなくて、内容的なところに踏み込んでいかないといけないと思っています。

副会長

- 病児保育や休日保育については、今始まった問題ではなく、昔からこの問題はなかなか難しいところがあって、設備をつくってもなかなかできないといったものもあると聴いております。病児保育・休日保育の場合、箱モノでつくろうとするとどうしても定員数があり、実際に住んでいる自宅から遠い、というのも問題です。距離の問題を解消していくのがなかなか難しい、元々難しいというそういった意味でも矛盾をはらんでると思います。そういったものを乗り越える1つのやり方としてよく聴くのは、例えば保育の形態としては居宅訪問型保育という、昔でいうベビーシッターですけれども、現在はきちんとした認可の保育として行われておりますので、そうした中で病児保育のようなものをサービスすることによって、少なくとも距離の問題について緩和されて、お子さんにしてみれば慣れた自分の家の中で見てもらえるというメリットもあると思います。葛飾区は居宅訪問型保育をされていないということですが、そうしたところもこれからに向けて考えていただければ。施設型の物がどうしても目立ちますが、そうではない保育の形も色々ありますので、そういったものも考えていただければと思います。
- かつて中野区に住んでいた時にファミリー・サポートをよく使っていたのですが、病児のファミリー・サポートとして、家まで来てもらえて普通のファミリー・サポートよりやや手厚く見てもらえるという仕組みがあり、非常に使い勝手がいいものでした。そうしたものについても、施設などではないところで少し形を変えて実施することによって、きめ細かなサービスになっていくのではないかと思います。何かそういったプランだとか、あるいはもう既に検討はしてみたけれども、理由によりやっていないということがあればお聴かせいただきたいです。

委員

- 私は葛飾で病児・病後児保育をやっております。また、葛飾の11施設の協議会の会長、全国の副会長をやっています。ここだけ見ると、葛飾区は量が少ないと見えるかもしれませんが、葛飾は葛飾方式という、病児と病後児の連携がとれている、全国でも注目されている制度を実施しています。他区の病児保育は、大体クリニック併設が多いです。その中で葛飾は、保育所併設型の病児保育が充実しています。
- 私も、基本的に病気の際は親が見るべきだと思っています。協議会のメンバーも施設長もみんなそう思っています。しかしながら、そういかないところで、病後児があと1日休んだら健康に、元気になって集団保育に帰っていけるというような考えのもと、病後児保育が保育所に併設されることが望ましいと思っています。
- 区民の意見の中で、利用したい時間に利用できない、利用勝手が悪い等の意見がありましたが、それは親の都合です。病後児保育にはドクターがいません。土曜日も、何かあったら関係機関と連携を取る事ができないので、子どもの命を考えるとそういう時間帯になっています。色々なご意見がありますが、子どもの命を預かるという視点に立った時に、何を選んで何を排除するのかというのは、考えていただかなければいけないことだと思っています。
- 先ほど副会長から、居宅型やファミリー・サポートを充実したらどうかというご意見がありましたが、基本的に反対です。なぜならば、そこには第三者の目がないので、何があったかわからない。全国病児保育協議会でも、居宅型・訪問型は積極的に進めておりません。事故があった時の責任はどこなのかという問題で、これを導入する際にはまずモデルとして1年やってみてどうするかと、そこまで考えてこの居宅型・訪問型は進めています。資料に訪問回数がありますが、これはおそらく11施設以外の施設がやっているものなので、葛飾病児保育協議会では、全くどういう風な形で進められているのか把握できていません。

- 断りに関する件数ですが、コロナで数字が大きく変わりました。コロナ前までは対応の量が多かったです。コロナで3年間、保育所が受け入れを制限したのと同じように、病児・病後児保育施設も感染源でしたので、受け入れを制限せざるを得ませんでした。今年に入って元に戻り、申し込みがあれば病児・病後児保育が可能かどうかを判断しています。断りの件数やどういう場合に断ったかというのは、大体はコロナの検査をしてもらい、陽性反応が出たというところでお断りをしています。また、病後児は病気が終わる頃に利用する制度ですので、病気の最中は預かりません。昨日の夜発熱して次の日に病後児保育はないだろうと、それは家で見るか病児に行くかということを考えつつ、丁寧に担当者が対応しておりますので、件数だけでなく、葛飾方式という良いやり方で全国的に注目されているのだという事を、皆さんにも知っていただきたいと思って発言させていただきました。

事務局

- 考え方が様々ですので、一概にこちらのご意見を聴いて決めるということは、なかなか難しいものだ、ということも踏まえてお答えしようかと思っていました。ご意見にもあったように、それぞれのニーズには、それぞれの思いがあると思っております。社会的な要請として働かなければならないという型の根本のところ、一方で家にいるべきだというような考え方もありますので、区としてはそういうような、何でできないのかというところを広報とか、こういう風な考え方ですとかのコミュニケーションを取れると良いのかなと思っております。そのようなことを踏まえながら、課題が解決できれば訪問型も実施していけるかもしれないですし、そうではなくて、今まさに2歳までのお子さんがある家庭については休みやすくなるような社会にしていくという事も言われておりますので、そういったことも踏まえながら、できることをやっていきたいと考えています。

委員

- 社会福祉協議会でファミリー・サポートのいろんな形の講習の講師として10年以上話をしています。何のために話をしているかという、ファミリー・サポートで色んな方のお迎えとか、そういう形でのお願いをしている訳です。決して、病後児をサポートするためにやっているわけではないのだけれども、社会福祉協議会も、利用の仕方などの周知がうまくいっていません。
- 保育園の中で、保育ママのような非常に小規模な形でしたら、逆に感染から隔離できるという利点もあるので、そういうものをうまく組み合わせ活用していくとか、そういう流れを策定していただくと、この問題は多少いいかなと思います。ただ、1番の懸念点は、自分の家の中に他人が入入ることです。そこで何が行われているのか、家の中に監視カメラを置いて、全部親がチェックするという形でやればわかるかもしれないので、デバイスを使った上でやっていくとか、人をどこまで信用するかとかそういう話になります。刑務所の監視と同じじゃないかという感じですが、デバイスで子どもの監視をするという形でやっていかなければ、実際には上手いかないということです。
- 大事な事は、そのまま放っておかないで、小児科や医療機関にかかるということ。放置しないでもらいたいです。今は子どもが死なくなりました。過去には年間20~30人が亡くなっていましたが、今は亡くなる子はいません。子どものもう一つの基本的な特性として、感染を受けないといけない。感染をしながら、熱を出しながら育てていくという考え方を、よく皆さんに理解していただかないといけません。大きくなれば治ります。小児科医のところには、小学校に上がれば来なくなります。でもそこまでの間は感染してしまうから、それに対してどうするかという事を親御さんにもわかっていただき、区としてどういう風にやってくかという姿勢を考えていただきたいです。是非ここはご理解いただくようお願いしたいなと常々思っています。

事務局

- ファミリー・サポート・センターは、葛飾区から社会福祉協議会に委託しています。ファミリー・サポート・センターで実際にやっていただいている内容は、例えば保育園や幼稚園の送り迎えや、学童保育クラブが終わったので少し預かってほしいなどの、昔であれば近所のおじさん、おばさんが手助けしてくれた事をメインでやらせていただいております。そういった件数が実際に増えています。ファミリー・サポートについては事前に登録等をしていただいて、きちんと制度を理解していただいた上でご利用いただくというところで、スポットで使いたい、急に今日使いたい、登録はしていないが使いたいという制度ではございません。地域の方々にボランティアとしてご協

力いただいている事情がございますので、医学の正しい知識をもちあわせて、責任をもった対応ができる事業ではございません。病気になられた直後の方は難しいですが、もう治ってあと1日、2日お家でおとなしくしてなさいというような状況であれば、お預かり出来るのが今のファミリー・サポートでございますので、そうしたところをきちんとPRして参ります。

事務局

- まさに医療的な観点からしますと、本来感染症を防ぐためには、やはり保育は難しいという状況にある中で、社会的な要請というものがあって、そもそも保育制度そのものが、就労を前提しているというところがございますので、そういった中でできた制度なのかなと考えております。訪問型という形も、ファミリー・サポートという形もあって、様々な形がある中で、子どもが安全・安心に過ごせるという状況をいかに作っていくかというのが重要と考えております。保育の現場の先生方にご意見を伺った上で、病児・病後児保育をどのようにしていくのか、根本的な解決を目指す、社会的な状況を変えていくというのも、一つ行政の役割だと思っておりますので、そちらと平行しながら考えていきたいと思っております。

委員

- 結局は親の働き方になると思います。日本社会がそっちの方向に行ってくれば解決する問題はたくさんあるものの進んでいない。個人的に働き方を変えざるを得ないから、どうしても制度が必要になる。制度を子どもが産まれる前、産まれてからすぐに知っておくこと、そしてなるべく柔軟な働き方ができるようにしていく事、それも大事かなと思うので、そこの教育が大事かなと思います。葛飾区には、事業者への働き方改革の働きかけをしてほしいと思います。

副会長

- ありがとうございました。続いて、資料3-2「葛飾区子育て支援に関するアンケート調査結果」、資料3-3「子どもからの意見一覧」についてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委員

- 不登校支援について。9月に娘が中学3年生で不登校になりました。ものすごく困ったのが、親としてどうしてよいかわからない。何も言わないと学校から何も来ないので、ただ休んでいることになります。私は知り合いもいろいろ勉強していたので、こっちからどんどん動いて、20日間ぐらい休んでどうにか今通いはじめているところです。当事者になり、初めていろいろ問題があると感じました。
- 親がフルタイムで共働きの場合おそらく対応できません。子どもは放置されて家に一人での状態になります。学校から何か働きかけがあっても、両親が休めない状況であれば、なかなか動くことが出来ません。その上でスクールソーシャルワーカーの先生に相談しにいこうと思っても、平日の特定の日、週1回仕事を休んで行っても、話を聞いたところで、親としてどうしてよいかわからない上に、初めて聞く話で何も対応できません。
- 中間の2学期の成績表について、担任に休むと全て評定が1個ずつ落ちると言われました。本人は学校に行きたくても行けない状態なのに、それを言われたら復活も大変です。いじめられて行けなくなって、ある意味被害者であるにも関わらず、進路についてもものすごく制限されて、20日間休んだからもう推薦は出せません。今、特別指導教室で本人は努力しようとしていますが、授業で配られたプリントを学校に出さないダメと言われました。本人はやりたい、でも学校からプリントは出してもらえないので、自分でやろうとしています。
- 教室にいないだけでかなり勉強しやすくなり、環境はいいと思うのですが、成績がつきません。保護者も本人も糸口が1ヶ月全く見えないまま、ただ時間だけ過ぎていきます。学校側としても色々まだわからないというか、どう対応してよいかわからないと思うのですが、このまま高校も行けるかどうかかわからない状態になり兼ねません。本当に親が動かないと、言わないと、何もない。学校によって違うとは思いますが、そういう状況が実際にあり、そしていじめた側への指導も全くありません。その生徒も元々ある程度強い言い方をする生徒であり、半年くらいずっと悪口を言われていたらしいです。ただ、その言った言葉自体に先生としては、それは人をいじめているとは言えない言葉だと。先生によって違う、学校によって違うとは思いますが、今どんどん増えています。一定のやり方というのは無いと思いますが、そのまま放っておかれるという状況は違うのではないかと思います。今、不登校の対策はどのようになっているのですか。

事務局

- 本日は教育委員会の担当者が不在のため、詳しい回答がすぐにできない状況でございます。不登校対策は区としても行っているところではありますが、一方で不登校のお子さん達が年々増えているというのもデータでも表れています。その先には引きこもりとか、大きくなってからもずっと続いていく問題でありますので、そういった意味では、増えてから対策では遅いというのは、委員のおっしゃるとおりだと思います。そうならないように早期に手を打って対応していきます。学校で今対応がバラバラになっているというのも、なるべくそうならないようにしっかり対応していく必要があるのかなと考えてございます。今回詳しいお話ができないのですが、今のご意見については、教育委員会にも共有させていただきます。

副会長

- 子どもの居場所の問題についてはなかなか難しいところなんですけれども、こども家庭庁もできまして、そうしたことを統合して取り組んでいこうという機運になっておりますので、そうしたなかで取り組んで参りたいと思います。

委員

- 学校は枠にはめてしまい自由がないですね。どんな形でもいいから勉強をするという体制を作るような自由度が本来学校にはあるべきだろうと思います。1つの枠にはまり、その枠から外れることによって、中学3年生で受験などがある中で制約されてしまうのはおかしいと思いますし、これは多様性を認めていない社会ではないかと思います。ここは教育現場も反省すべきところもあるのではないかと思います。いろんな考え方があって、その多様性の中で僕らが強く生き残るためにどうすればいいのかということは、しっかり考えていくべきだと思います。
- 子ども達に聞いた調査項目の中で、この設問はちょっとおかしいのかなと思っているところがあります。60 ページの「子どもが虐待から守られる取組みが充実しているか」という概念的な聞き方は、親に対して聞いているような設問になってしまっているのではと思います。「障害のあるなしにかかわらず、子ども同士と一緒に交流できる場所が充実している」とか、こういう内容を中学生に聞いても、彼らが思っているところは出てこないような気がします。例えば「学校の規制がすごく厳しい」とか、「学校の校則はどういう風にするか」とか、「子どもたち同士がいじめにあわないようにするには何が必要だと思いますか」とか、そういう風に聞いてみても良いのでは。こういうアンケートをこれからやるのであれば、もう少し目線を小学生・中学生レベルにすることが必要ではないかなという風に思いました。

事務局

- 親に聞いている設問をベースにした設問設定にしたりもしているため、聞き方のところは、次年度にどういう設問にしていけば相応しいのか検討させていただきます。

副会長

- 時間に限りがございますので、これからのご意見とご質問については事務局から配付するご意見用紙にご記入いただき、改めてご提出いただく形にしたいと思います。
(事務局より意見用紙を配付)

(4)その他

副会長

- 議事(4)①について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料4「(仮称)葛飾区子ども・子育て基本構想の策定について」概要)

- 本区が、将来、持続可能なまちとして発展していくためには、まちづくり全体の中で子ども・子育て支援を積極的に推し進め、子育て世代を中心とした多くの人から住んでみたい、住み続けたいと思われる魅力的なまちづくりを進めていくことが重要です。このことから、子ども・子育て施策を更に促進するため、子どもを主体とした子ども・子育て支援の視点を区政全般に反映したまちづくりを推進して、持続可能な「かつしか」を実現すべく、「(仮称)葛飾区子ども・子育て基本構想」(以下「子ども基本構想」という。)を策定します。
- 子ども基本構想は、葛飾区基本構想の理念の下、葛飾区基本計画に位置付けられている全ての政

策やこれらの政策と整合している本区の個別計画等を、子ども・子育て支援の視点から捉え直して、総合的なまちづくりを推進していくための指針としての役割を持つものです。子ども基本構想で位置付ける理念や方向性（子ども・子育て支援の視点）を踏まえて、区全体の政策や施策、計画等を推進していきます。

- 子ども基本構想は令和6年3月策定を予定しており、策定に向けて12月頃にパブリック・コメントを実施します。本会議においても今後の進捗を報告していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

副会長

- 議事(4)②について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 参考資料「葛飾区児童相談所パンフレット」について説明。

副会長

- 議事(4)③について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料5「児童相談所設置自治体事務について」概要)

- 令和5年10月1日に児童相談所が開設されたことに伴い、児童相談所を設置する自治体が担う事務が、同年10月1日に東京都から葛飾区に移管されました。「2 児童相談所設置自治体事務について」の(1)から、次ページの(16)までの16の事務が、東京都から移管されています。
- 児童福祉審議会では、委員長及び副委員長の選任、部会の設置などを行います。なお、10月18日に、令和5年度第1回葛飾区児童福祉審議会を開催したところです。部会については、里親認定部会、権利擁護部会、児童福祉施設部会の3つの部会を常設として設置し、所掌事項を調査審議します。また、臨時の部会として、その他の事項に関する部会は、必要に応じて開催します。

副会長

- ここまでのところで事務局の説明に対してご質問、ご意見があればお願いします。

委員

- 我々子どもを預かっているんですけれども、人様のお子さんの命を預かるというのは軽いものでもないし、絶対に壊してはいけないものです。いろんな理由があって日々預かっていますが、そのところで今回のこの計画の実施状況や計画との差異が色々あります。保育園もですが、13事業で見ると学童の待機児童が問題になりつつあるので、解消しなければいけないところも1つだと思います。10月から葛飾区子どもの権利条例が制定されましたが、大切に預かる命がないがしろにされても、数を減らせればよいというのは違うと思っています。今日は教育委員会の方が来ていらっしゃるんですけども、私たちの何とかしたい思いと、子どもの最大の利益のためにどうするかというのをこれからも考えていかなければいけない。子どもが病気の際は親が面倒を見るのが基本ではありますが、働く保護者の気持ちも考えると、何とかしたいという狭間で、そのところも区とよく話していきたいと思っております。特にこれから数年、学童含めて待機児童が問題になってきます。学童の整備の問題も含めて、以前に話していたことがほぼ進んでいない状況もあるので、私達は預かりたくなくて預からない訳ではなく、預かるには預かる環境をきちんとしなければ預かれないというのが現状なのもご理解いただき、整備も含めて区とこれからも話し合っしていきたいながら、利用者の皆様がより良いサービスを受けられるようにしていきたいと思うので、これからもよろしくお願い致します。

3 閉会

副会長

- 本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。長時間のご協力ありがとうございました。